

徳島県立吉野川高等学校生徒指導関係規程の一部改正について

5 頭髪・服装等

- ① 頭髪は簡素・清潔な髪型とし、パーマ・カール・染髪・脱色・エクステンション等は禁止する。また、ヒゲ・ライン・眉ソリ・マニキュア・アイシャドウ等は禁止する。
- ② ピアス・指輪・ブレスレット・ネックレス等は禁止する。
- ③ 登下校に使用する履物は靴とする。
- ④ 男女とも制服以外のニットベスト・セーター等の着用は認めない。
- ⑤ 防寒着は、華美なものを避け着用する。また、防寒着の着用は、登下校のみとし、校内では着用しない。着用期間は、11月1日～3月31日とする。
- ⑥ 靴下は、白色・黒色・紺色またはグレーの無地とする。ストッキングは黒またはベージュを推奨する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年4月1日、一部改正する。

平成28年4月1日、一部改正する。

令和2年 3月23日、一部改正する。

令和2年12月23日、一部改正する。

令和5年4月1日、一部改正する。

令和5年10月31日、一部改正する。

○ 校則見直しのスケジュール

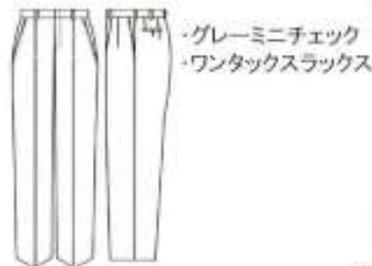
- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 4月 | 校則の見直しについて、生徒会役員から提案がある。 |
| 4月 | P T A役員会において、適正な校則の運用・見直しについて説明をする。 |
| 5月 | 生徒総会において、校則の見直しについて生徒指導課長が説明をする。 |
| 10月 | 生徒会役員と生徒指導課と校則の見直しについて、協議する。 |
| 10月 | 文化祭において、校則見直しのアンケート結果を公表する。 |
| 10月 | 生徒指導委員会において、校則見直しを協議する。 |
| 11月 | 全校集会において、生徒指導課長が生徒へ校則の見直しを説明する。 |
| 2月 | 次年度の学校生活のしおりを改訂する。 |

【制服の詳細図】

■シングル前男子ブレザー



■ブレザー用スラックス



■ネクタイ・リボン



■男子長袖釦ダウンシャツ



冬服のシャツとして着用するが、夏服として着用も可

■男子半袖釦ダウンシャツ



女子がスラックスを選択する場合はネクタイを着用すること

■シングル前女子ブレザー



■18車縫スカート



■ブレザー用女子スラックス



■女子長袖釦ダウンシャツ



冬服のシャツとして着用するが、夏服として着用も可

■女子半袖釦ダウンシャツ



■校章パッチ



・シルバー×ブルー
・カシメ式パッチ

■ニットセーター・ベスト



■スカート刺繍



・色: ブルー
・位置: 裾

■シャツ刺繍



・色: 紺
・位置: 胸ポケット

■くつ下

黒・白・紺・グレー・ワンポイントなし・くるぶし丈不可